総務専門部会

協 議 項 目	特別職の身分の取扱い	協議細目	

具体的な委員等の決定

項目		篠 山 市	さ ぬ き 市
役職・委員等	市長の職務執行者	4町の町長が話し合って決定。(結果、合併協議会会長)	5町の町長が話し合って決定。(結果、合併協議会会長)
	助 役	新市長が決定してから、議会に人事案件協議。	新市長が決定してから、議会に人事案件協議。
	収入役職務代理者	新市の組織の出納課長が、職務代理者として選任。	新市の組織の出納課長が、職務代理者として選任。
	暫定教育長	下記教育委員5名による話し合い。	下記教育委員5名による話し合い。
	暫定教育委員会	話し合いにより決定。4町合併であるが教育委員会は3つであったそのため旧教育員会ごと2・2・1の割合の選出となった。(結果、教育長3人と教育委員長2人の計5人)	教育員会人数がたまたま5人だったため、全体会議で各町1名とし、その1名については各町で選出。(結果、各町とも現職教育長)
	暫定選挙管理委員会	4町の選挙管理委員会による話し合いで選出。(結果、委員長4名)	5町の選挙管理委員会の委員長さんによる話し合いで4名を選出。
	暫定固定資産評価審査委員会	旧町の固定資産評価審査委員会が協議して6人に選任。	地方税方で固定資産評価審査委員会は3名以上と規定されており、さぬき市の場合はこの委員さんを5名としたため、各町1名の選任。
	監査委員	新市長が決定してから、議会に人事案件協議。	新市長が決定してから、議会に人事案件協議。